第3回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 令和4年12月23日(金) 午後6時~
- 2 場 所 東京区政会館 191会議室
- 3 議 題 令和5年度都区財政調整について
- 4 進行次第(司会:特別区財政課長会幹事長)
 - (1) 財源見通し
 - (2) 協議
 - ・都側提案事項について
 - ・区側提案事項について
 - その他について
 - (3) その他
- 5 配付資料
 - (1) 平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額(令和4年度分)
 - (2) 令和5年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方 (第3回財調協議会幹事会: R4.12.23)

平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額(令和4年度分)

(単位:千円)

				田敷坑吟/ 1 65	(単位:十円)
区名	個人住民税の 税率フラット化 (A=B+C)	総所得金額等の 税源移譲 影響見込額 (B)	退職分離 税源移譲 影響見込額 (C)	調整控除(人的 控除差に基づく 負担調整措置) の影響見込額 (D)	税源移譲 影響見込額 (E=A+D)
千代田区	△ 5,841,679	Δ 5,818,123	△ 23,556	△ 62,457	△ 5,904,136
中央区	△ 6,335,657	△ 6,307,990	△ 27,667	△ 165,252	△ 6,500,909
港区	Δ 30,219,547	Δ 29,672,082	△ 547,465	△ 224,840	△ 30,444,387
新宿区	△ 5,995,077	△ 5,990,902	△ 4,175	△ 315,144	△ 6,310,221
文 京 区	△ 5,933,587	△ 5,953,485	19,898	△ 210,647	△ 6,144,234
台東区	193,551	168,147	25,404	Δ 202,713	Δ 9,162
墨田区	2,210,587	2,174,602	35,985	Δ 273,630	1,936,957
江 東 区	Δ 185,552	△ 237,863	52,311	△ 506,608	△ 692,160
品川区	△ 3,301,152	△ 3,319,871	18,719	△ 401,135	△ 3,702,287
目黒区	△ 8,568,963	△ 8,194,225	△ 374,738	△ 267,183	△ 8,836,146
大田区	1,622,730	1,603,054	19,676	△ 729,022	893,708
世田谷区	△ 16,376,115	Δ 16,046,212	Δ 329,903	△ 856,351	△ 17,232,466
渋 谷 区	Δ 15,654,987	Δ 15,500,354	△ 154,633	△ 214,589	△ 15,869,576
中野区	588,409	583,583	4,826	Δ 328,983	259,426
杉並区	△ 2,397,024	△ 2,465,250	68,226	△ 553,411	△ 2,950,435
豊島区	△ 1,050,716	Δ 1,011,260	△ 39,456	Δ 275,212	△ 1,325,928
北区	2,466,678	2,439,684	26,994	Δ 339,525	2,127,153
荒川区	1,463,116	1,449,136	13,980	Δ 204,497	1,258,619
板 橋 区	4,487,471	4,451,374	36,097	Δ 545,692	3,941,779
練馬区	2,522,771	2,377,655	145,116	△ 697,296	1,825,475
足立区	6,387,287	6,342,548	44,739	Δ 647,026	5,740,261
葛飾区	4,301,611	4,261,110	40,501	Δ 436,659	3,864,952
江戸川区	5,152,365	5,134,827	17,538	Δ 652,501	4,499,864
合 計	Δ 70,463,480	△ 69,531,897	△ 931,583	Δ 9,110,373	△ 79,573,853

令和5年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方(第3回財調協議会幹事会: R4.12.23)

取扱注意

【都側提案事項】

1算定方法の見直し等

1昇	<u>定方法の見直し等</u>			
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1		出張所管理運営費について、特別区の実態を踏まえ、標準 区における施設数・面積を設定するとともに、算定の見直 しを行う。 (第1回幹事会)		
2		各種援護事業費について、肢体不自由児慰安会の実施方法が、直営から福祉団体に対する助成へと変更していることから、身体障害者協会、保護司会等福祉団体に対する助成事業に係る経費と統合した上で、算定を見直す。(第1回幹事会)	定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除	
		都案は事業を実施していないという区の実態も踏まえたものであり妥当である。決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第3回幹事会)		

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	待機児童保育事業 費の廃止	待機児童保育事業(家庭福祉員事業補助)に係る経費について、実施区が6区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都案は、本事業の過去の経緯を踏まえると、普通交付金で 捕捉すべき項目であり、態容補正による算定については、保育士 と考える。また、態容補正による算定については、保育士 等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえ、新たな単価で設 定されるべきと考える。 (第2回幹事会)	
		ら、その必要性を十分に検証する必要があると考える。 本事業は、平成28年度時点で実施区が9区であったところ、 令和4年度では実施区が6区と減少傾向にある。	繰り返しになるが、本事業は過去の経緯を踏まえると、減少傾向にあるものの普通交付金で捕捉すべき項目であると考える。 一方で、本提案が不調となることは、区間配分の観点から望ましくない。態容補正による算定をすべきという考えは変わりないものの、少なくとも特別交付金において、保育士等の処遇改善に係る補助の創設を踏まえた上で、引き続き算定すべきであると考える。普遍性を理由に普通交付金の算定対象から外れる本事業は、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、Bーエに該当すると考えるが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	
4	保育力強化事業費 の廃止	援包括補助事業」から個別補助事業に移行したことを契機に区側提案があり、合意したものである。 その際、都は「平成30年度時点での実施区が11区に限られることから、あるべき需要として妥当なのか、今後も各区の状況を踏まえ検証する必要がある」と発言している。令和2年度財調協議から3年が経過し、改めて都で状況を確	しかし、財調上、算定すべき項目であり、普通交付金で捕捉すべき項目であることに変わりないことから、態容補正による算定が妥当であると考える。 具体的には、補助の実績報告書を挙証資料として、補助実績をもとに算定を加算する形で対応することが可能と考え	

No.	<u> 項目</u>	都の考え方	区の考え方	協議結果
7.05	2 11 1	前回の幹事会において、区側から、態容補正による算定が 妥当であるとの発言があった。 算定の簡素合理化との考えもある中で、態容補正の新設	都側から「態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えるが、新たな態容補正が必要と考える理由」に	DOMESTIC STATES
5		保健福祉サービス推進会議に係る経費について、実施区が6 区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都案に基づき、区側において確認を行ったところ、実施区が1区のみであり、特別区の実態を踏まえた提案であることから、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
6	校費】学校運営費 (調理従事者ノロ	衛生管理マニュアル」が改正され、調理従事者に対するノロウイルス検査が努力義務化されたことを契機とし、平成31年度財調協議において区側より提案がされ、都区で合意したものである。 平成31年度財調協議において、区側の当初提案は、特別区の実態をもとに検査回数を年2回と設定したものであった。それに対し、都側から、児童・生徒の安全面を考慮し、先に述べたマニュアルに沿った検査回数である年6回での設定	ただし、本件については、先程の発言にもあったように、平成31年度財調協議では、区側が特別区の実態をもとに提案したことに対し、都側から厚生労働省のマニュアルに沿った回数に変更するよう指摘があり、都案に沿って修正合意に至った経緯がある。 今回、国の基準ではなく、区の実態を踏まえた提案とした理由について、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

	<u> </u>	都の考え方	ロの老さ士	協議結果
No.	\frac{1}{2}	F>-	区の考え方	协
	校費】学校運営費	区側より「区の実態を踏まえた提案とした理由」についての確認があった。 先ほど述べたとおり、努力義務化から一定年数が経過している中、年6回での設定に満たない区が複数区存在することが分かったことによる。また、区側から「都側提案は、国のマニュアルに基づく設定ではなく」との発言があった。 当該マニュアルは必ずしも年6回の検査を実施することのみを努力義務としている訳ではなく、必要に応じて検査を実施する、ということも努力義務として位置付けている。そのため、本提案による見直しが、必ずしも国のマニュアルに基づかないことを意味する訳ではないと考えている。(第1回幹事会)		
		都としては、個々の事務に即して「合理的かつ妥当な水準」を判断していくべきものと考えている。 なお、今回の見直しについても、前回申し上げたとおり、 国のマニュアルの記載内容も踏まえたものとしており、本 事業に即して判断をしている。 次に、区側から、標準区経費の算出に際して、「実施区の	て、区の実態を踏まえた提案とした理由を確認したところ、都側からは、マニュアルの設定の範囲内で実施されているとして、区の実態をもとに見直したという趣旨の回答があった。繰り返しになるが、区としては特別区の実態を踏まえて見直すことに異論はない。また、国のマニュアルや基準を超えているとと考えるが、区としては、特別区の実態をもとに算定すべきと考えるが、側の見解を伺う。都側提案は、標準区経費の算出の際、事業の実施回数を未実施区も含めて平均を算出しており、実施区の実態を踏まえた見直しになっていない。このため、見直しにあたって	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	校費】学校運営費 (児童・生徒安全	については、実施区が少数であることから算定を廃止する。 また、非常通報装置保守委託については、現行算定が区の 実態と乖離しているため、決算の回帰分析の結果に基づき 算定を充実する。 さらに、防犯カメラ保守委託(通学路)については、区の 実態を踏まえて1校当たりの経費を見直すことで、算定を縮	過半数を下回るものだが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒等の安全に十分留意する必要があるため、そのためにも防犯器具の常備や買い替え経費は維持されるべきである。また、区で都の調査結果を検証したところ、各学校に配当された予算として学校単位での購入を行っている区について、調査への回答を行っていない区が存在したことから、本調査結果のみを踏まえて廃止するべきではないと考える。 非常通報装置保守委託については、直近実績を踏まえて、算定を充実する内容となっており、妥当であると考えられ	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	校費】学校運営費 (児童・生徒安全	防犯器具購入費につける。 管校単位での購入を行ってといる。都都直 をしている予算をしてである。都都の地状況のである。都都のといる。 をしている予算執行のととである。である。 をしている予算執行のととである。 をしている予算もしったとを間がするにおけるのである。 をしたがらいるのものである。 をすべき性質のものである。 をすべき性質のものである。 とをはいたでものとしているのとしているのである。 にないないであるは区側にない変にはないを定したがら、ことをおしたである。 にないながら、ことを知る。 にないなのとしてがられて、 ををしてがらいるとして、 ををいるとして、 ををいるとして、 ををいる。 なおお、、15年以上見直でものとりと をいるととをする。 なおお、ないるととではないると考える。 をいるとはいるとと、 である。 をである。 をである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

項目 枢の考え方 区の考え方	協議結果
現金相談所開連経 関側からの発音に回答する前に、まず、協議姿勢について、一事申し上げる。	党的 考基分法なさいた正準あ条金合、はたの 配持分認ば「定明た え礎担施割考る。行財るの総、特、考と 分別、識、中方はい 方との行合え」 令政と14額配別都え考 を区つし具期法割と にな状令をにと 第収いのが分区区にえ 決のまて体的で愛思 つる況第定よい 10入う規引割の間基て めみりよ的には愛思 であいりにはは、

項目 都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経 では本題に入る。区側から8点についての質問があった。 「変側からは、財調協議会における内容を引き継ぐ形で、対象にのいた2点についてお答がなかった」と発言のあった2点についてお答えする。まず1点目であるが、配分割合を変更する際の原則は、これはで何度も説明しているが、「多と対別返したとが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるものと考えている。次に、2点目については、第2回協議会において、「解した結果であると認識している」と発言している。次に、2点目については、第2回協議会において、「解した結果であると認識している」と発言している。次に、都側からも、第2回協議会において、医側からのと、およでは、第2回協議会において、医側からのと、およであると認識している」と発言している。まず1点目であるが、協議会の中で平成10年4月30日の地方行政・警察委員会での自治を対からも、第2回協議会においた、下では、第2回協議会において、「不成19年度の3%、第2回協議会において、「不成19年度の3%」に、おり、第2回協議会において、「本のかと、おまず1点目であるが、協議会の中で平成10年4月30日の地方行政・警察委員会での自治を求める。まず1点目であると、「これから新という事務配分とは、この調整三税の割合がそういう事務配分とは、この調整三税の割合がそういう事務配分とは、これも、対別源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するといり対源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するといり対源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するといり対源不足が出る場合にある。「新しい対源でいいます6条の3第2項のような、継続しておいます6条の3第2項のような、継続していないます6条の3第2項のような、手が別区の児童社談所の設置は、この答弁で定めておるわけである。特別区の児童社談所の設置は、この答弁である「新しい対解を対象を表するにある。「新しい対解を対象を表するにある。」「行政需要が新しての見解を表するというないないないますないますないますないますないますないますないますないますないます	関の表示を 関の表示を 関の表示を 関の表示を 関の表示を 関の表示を 関の表示を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 を に、現皮 で あれば、 に、 の で あるととともに、 の の の の の の の の の の の の の	協議結果

1 812	<u>項目</u>	<u> </u>	区の考え方	
	九里怕畝別	次に2点目であるが、先ほどの答弁に加えて、もう一つの自 治財政局長の答弁も紹介し、この2つの答弁についての区側		
	頁 (つづき)		平成19年の都補助事業の区自主事業への切り替えとしての	
	()) [)	N= 1 / 1 = 1 / N=	1%の変更、三位一体改革の影響による2%の変更、令和2年	
			度の児童相談所関連経費の取り扱いの協議の結果としての	
			0.1%の変更について、どの変更事由に該当し配分割合の変	
			更に至ったのか、認識を伺う。変更事由としては、地方自	
		特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができ	治法施行令第210条の14か、都区合意している実施大綱に定	
			める都区の役割分担の大幅な変更か、大規模な税財政制度	
			の改正か、その他必要があると認められる場合か、この4点	
			以外の事由によるものなのか、いずれに当たるのか、答え	
			ていただきたい。万が一、4点以外の事由であるという場合	
		ります調整割合44%を引き上げる必要が生じてくるという		
		ことも予想されるわけでございまして、具体的には平成12		
			平成19年度財調方針では、東京都から特別区への更なる事	
		よりまして、これらの経貨が賄えるように改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうに考えておりま	務移管等の方向が出されたことを踏まえて、配分割合を1%	
			第2回協議会における区側の確認に対し、都側の回答は、	
			「配分割合の変更は、都区で協議して決めるもの」とした	
			上で、当時の財調方針を発言したのみに留まっている。区	
			側が確認しているのは、配分割合の変更に至った具体の変	
		場合または結果としてそういう状態となった場合には、当		
			次に、都側が、特別区の児童相談所の設置が「都と特別区	
			の事務配分又は役割分担の大幅な変更に該当するものでは	
			ない」という論拠として、1点目に、特別区の児童相談所は	
		全てではありません。今回の特別区の児童相談所の設置に	一斉移管ではなく令和4年度末時点で設置区が7区であるこ	
		ついては、このケースには当てはまりません。」との回答	と、2点目に、設置区以外の区域では都に設置義務があるこ	
		をいただいた。	と、3点目に、サテライトオフィスの設置を進めているこ	
		(つづきあり)	と、4点目に、本来設置区が担う業務の一部について、設置	
			区が法的責任を果たしていないことを挙げている。	
			(つづきあり)	

1 部区间の知识配分(三) 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2 1 1 1	2つ目の答弁に対しては、「お示しいただいたもうう一の例は、役割分担の変更に伴って、配分割合を変更適切に伴って、配分割合を変更適切に伴って、配分割合を変更を記しているものです。当れると言っているわけで、まさに役割分担の変更に伴う配分割合の変更を行うケースを説明しているものです。今回の児童相談所のことについては、このケースに該の2つの答弁は、両方とも清掃事業の移管に際してのの児童相談所のケースには該当せず、2つ目のたどががあり児童相談所のケースには該当せず、2つ目のだけがが記されば児との別の見解を伺う。次に、3点目であるが、「配分割合を変更しなければ児といるの関の見解を関うことがいるの更に伴がらの当該所の運営に要する経費を賄うことがいるの更に伴がらの変更を踏まえた、役割分別を踏まれば特別区のときたところ、「配分割合を変更しなければ特別区の児童和談がの変更をならいては、区側が今回の児童相談所のケースに該当する経費を賄うことができないての見解を同いての見解を同の児童相談所のケースに該当する。」と認め「今回の児童相談所のケースに該当する。」と認め	年本の (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	伽哦和术

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		次に、区側が配分割合の変更を求めて14の条の14のの高意事項を踏まえた、と側が直見であり、ときを変更を求めて14の変更を求めて14の変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経 費 (つづき)		この結果として、都区で整理した考え方の中で、仮に、都側が指摘するような点、つまり、配分割合を変更しなければ、児童相談所の運営に要する経費を賄うことができない状況になるのか、あるいは財政運営に支障をきたす状況になるのかという点が、必要なのか否かが判断できるのではないか。よって、まずは、区側が確認している点について、しっかりと明確に回答いただければと思う。 (第1回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		都区間の財源配分を協議するにあたり、京田側から、法を関の財源配分のという。 (国の財源配分のの決定は、大きなの対の財源配分のでは、大きなのの決定は、大きなのでは、大きないが、大きなのでは、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		そうすることで、特別区の児童相談所の設置が、変更事由に該当するかどうか、はじめて、協議することができる。このため、区側は、第1回協議会から、再三、財源配分の決定方法と配分割合の変更事由について質問しているわけである。一方で、都側から質問があった点は、財源配分の決定方法を考慮せず、変更事由や特別区の児童相談所をとらに取り扱うながきかなどに関する質問に終始している。議論すべき前段の論なな技きにしているため、都区の考え方がすれ違って当然なわけである。以上のことから、先に回答すべきは、どちらか論じるまでもない。なぜ、答えていただけないのか、理解に苦しむ。こういのできないただけないのか、理解に苦しむ。こういたことを前提に申し上げるが、区側の回答がないと主張している点についても、区側の考え方を示して都側の質問に回答しているし、都側の考え方を示している。都側こそが、区側の問いかけに対し、答えていなのの発言を繰り返しているのみである。にもかかわらず、あたかも区側が不誠実な対応に終始しているかのように見せても、質問の趣旨に合わない内容の発言を繰り返しているのみである。にもかかわらず、あたかも区側が不誠実な対応発言をとは到底許されるものではない。都側こそ、誠意ある対応をすべきである。次に、都側から質問があった3点について、答える。1点目については、このケースに当たらないと、第1回協議会にて答えているとおりである。	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		2点目については、こちらについても、すでの事由ととしていても、すの事由として、「ないでも、すの事由ととなる。というといっては、こちらにのいては、ないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経 費 (つづき)		本日はこれ以上の回答はできないでしょうから、回答は不要であるが、このあとは、都庁内で改めて対応をしっかり検討していただき、次回までに、財源配分の決定方法について、区側の考え方に賛同するのか、それとも別途法的な根拠をもって、否定するのか、今一度、検討いただきたいと思う。この点については、次回幹事会において、区側から改めて確認するので、しっかりと対応いただくようお願いする。この財源配分の決定方法が、明確にならなければ、この先の協議が進められず、今後の協議進行に支障が生じるので、よろしく対応願う。仮に、次回幹事会においても、明確な回答がないようであれば、都区合同で総務省に法解釈を確認することも提案せざるを得ないということを申し上げておく。(第1回幹事会)	

1 917	項目	<u> </u>	区の考え方	
		先ほど都区間の財源配分にと、第2回財源配分にで発言があった。第2回財源配分にで発言があった。第1回財源配分を発言していて発言があった。第1回財源配分をというとなるとり、「あるともので定めるとのでは、なり、なり、であるというのが都の方にはなり、がある。というのが都の方には、都区の役割分担の状況を慎重には、都区の役割分担である。というのが都の方には、都区の役割分担である。というのが都の方には、の発言が、というのが都の方にはの対したというのがあるには、の役割分担が、こにはの地域であるに、が、の役割分担がである。というの後割分担がであるといても第2回協議会で発言したとおり、は、本の役割分担の規定にないるというも第2回協議会で発言といいるという。というを対しているという。というのののでは、ないらいうにはないるのである。というのでは、からのでは、ないらいうがあったが、というである。というである。というであるがあったが、当時の発言があったが、というである。というである。というであるがあったが、というである。というである。というでは、からの発言があったが、というである。というでは、からの発言があったが、というでは、とれぞれの都にはないた。というにはないた。というにはないた。というにはないたが、というにはないないが、というにはないないる。といるにはないないが、というにはないないないが、というにはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	前回幹確認にていている。 で、都側がととする。 で、おくこととする。 で、おくこととする。 をされていただきたい。 まずはらがいたでは、都のでは、では、などでは、都のでは、のののででは、などののでは、などののででは、などのでは、などのででであるに、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのででであるとでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのではないが、などのは、などのではないが、などのは、などであるが、などのは、などであると、などであると、などであると、などであると、などであると、などであると、などであるというには、ないのでは、などであるということに、は、などのでは、というであれば、、具体的に示されたい。(つづきあり)	илихли л

i Hi		対9 る事 項(ブブさ) 「 ***の表示士	ロの本と士	护 業針用
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		次に、区側から「それぞれの観点とはどのように判断した		
	* ·		の仕組みとしては区の収入額と需要額を計って、その足ら	
	(つづき)	るのか」との発言があった。これについては、都区で真摯		
			が、改正自治法における趣旨だと認識している。調整三税	
			は大都市財源だが、調整率を決めるにあたっては、その仕	
			組みを逸脱することは考えられない」と、区側として到底	
		はない。	受け入れることができない主張をしていたが、今回の発言	
			は、当時の主張と異なるように受け取れるが、考え方が変	
		「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更に該当		
			3点目として、都区間の財源配分の考え方について、平成10	
			年地方自治法の改正を踏まえて、都区の役割分担に応じて	
			財源を配分することを目的に、平成12年都区制度改革に向けた物業。この後の主要に課題の投業符において、課費税符	
			けた協議、その後の主要5課題の協議等において、調整税等 を充当すべき都の事務について、膨大な作業を費やしてき	
			を元当りべる都の事務について、膨大な作業を負やしてきたが、都側は、都区の役割分担に応じて財源配分をすると	
		る。 旧音短外法に其べく旧音和談話の設置ければ庇具に美致仕	にか、郁側は、郁色の伎割が担に応して射傷能力をするという考え方は、当時からそもそも持ち合わせていなかった	
		たることに		
			なお、区側としては、都区間の財源配分は、都が市町村事	
			務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区	
			の役割分担に応じて市町村税源を分け合うためのものであ	
			り、役割分担の変更に応じて変更されるべきものと考えて	
		都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都		
		立児童相談所のサテライトオフィスを現在4区3か所に設置		
		しており、来年度以降も設置を進めていく予定であるこ		
		と。		
		児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務について		
		もその一部を都が担っている現状があり、児童福祉法で、		
		児童相談所設置市に設置が義務付けられている児童自立支		
		援施設を区が設置していないことは明らかである。		
		こうした状況から、都としては、現時点で、都と特別区の		
		事務配分又は役割分担の大幅な変更に該当するものではな		
		いと考えている。		
		(つづきあり)		

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
費 (つづき)	制度においても、特別区の児童相談所の経費は、需要算定されており、財源は保障されている。 次に、都側から区側の認識について、伺う。 まず1点目であるが、法令上、配分割合の変更を規定した条文は、地方自治法施行令第210条の14のみと都は考えているが、区側の認識を伺う。 2点目であるが、令和2年度の財調協議についてである。令和2年1月8日の第3回都区財政調整協議会において、令和2年度の需要算定については、都区双方が了承し、都区間の配分割合については、都区の合意が得られていない状況となった。 このことは、前回の幹事会において示した2例目の答弁で言うところの「これらの経費が賄える」という状態になると	は、自治法施行令第210条の14が全てなのか確認したところ、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」と、「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」があり、それぞれの観点から都区で協議した上で決めるとの回答であったが、平成19年度における2つの配分割合の変更は、都側が挙げる「区の財源に引き続き著しい過不足が生じることが見込まれる場合」に該当せずとも、配分割合を変更している。都側が説明するそれぞれの観点とは、具体的に、役割分担の観点でどのように判断し、財源の過不足の観点でどのように判断した結果なのか、具体的に示されたい。	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		区側が確認している。 で要更にならないので、「申し添えでおく。 次にならないのでで、申し添えでおく。 次にならないのでで、申し添えでおり、 の事答にならないのでで、申し添えでおり、 の事をにならないのでで、自己など、 の事をにならないのでで、自己など、 の事をにならないのでで、自己など、 の事をにならないの児童相談所のというにならないのでで、自己などのでで、自己などの別互のにはない。 の事のという論が、は役割として、1点目に、でも別置とではないでではないでではないででは、ではではでではでではでではでではでででではでで	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		都区間の財源配分の決定方法が、「慎重に吟味する必要がある」、「中期的にはなった。 財源配分の決定方法にならない。 大変更についても、「平成19年度、令和2年度 都区財政調整したという事実以外も、「で、きない状況のようである。 にである。 にである。 に関いても、大変嘆かわし、どのような新たなり、大変嘆がきかい、どのとがである。 に関いても、20年以わかというなが、この当時を運用しているも、大変嘆かわらいとがである。 に関しているも、大変嘆がきが、とのとがである。 を受け、大変嘆がきないというなのとである。 都区制度などうあるべきはどのといる。 都区制度を受け、方あるで、本当に遺憾である。 都区に帰してしまったかのようで、本当に遺憾である。 都区に帰してしまったかのようで、本当に遺憾である。 をで協議して合意したのようで、本当に遺憾である。 をで協議して合意したかのようで、本当に遺憾である。 をで協議しておかのようで、本当に遺憾である。 をで協議しているようである。 をで協議して合意したがのようで、本当に遺憾である。 をで協議して合意したかのようで、本当に遺憾である。 をで協議して合意したかのようで、本当に遺憾である。 をで協議して合意したがのようにである。 をであるが、実施大綱に定める変更事由も、地方自治法施議で合意すれば、変更可能だと主張しているようである。 そうであれば、都が主張する二つのない論、とはならなくなる。この点について、都側の見解を伺う。 (つづきあり)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		なお、下では、 下では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		なお、都側は、条文に記載といったというに、といったというに、といったとしているのとしているのではないからいれたでは、そ文に記載といったとしているのではないからいたでは、一切に、といったというに感じられるのではないからいでは、一切に、というに感じられるのではないからいでは、一切に、一切に、一切に、一切に、一切に、一切に、一切に、一切に、一切に、一切に	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		しいたなのをはいたで、	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		もちろん、がいます。 を要となるでは、 の変別をではない。 今回のケースは、施行令210条の14の規定を適用すべき、 がいというものではない。 今回のケースは、施行令210条の14の規定を適用すべき、 のではなく、のではない。 今回のケーれるのではなく、のではなり、これが、 が現のではならない。 が現のではならない。 が現のではならない。 が現のではならない。 が現のではなら、である、というである。 にのようないるのは、地方のとであるには、 が成のはない。 が成のはないのではなり、などであるには、 が成のはない。 が成のはないのであるには、 が成のはないである。 であるには、 地方のは、 地方のは、 地方のとであるには、 が成のののではないののののののののののでである。 のののではないのののののののののののののののののののののでである。 が成のではないのののののでは、 を関いている。 が成のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		それでもなお、都側が一方的に特別区の固有財源の多寡を論ずる必要があるということであれば、それは独立・対等の都区の関係性に反しており、内部団体視していると言わざるを得ないことは申し上げておく。次に、これまで都区間の財源配分に関する事項についてあるを得ないことがである。方を整理し、区側参考資料1には双方の考え方を整理し、区側参考資料1には、地たので、ご覧いただきたいと思う。まず、「都区間の財源配分の考え方」については、地方にので、が、本区間の財源配分の考え方」については、地方に対して対のがではない、とする一方で、都側でより、大きのではない、とするの数値を条例で味するとにがある。また、地方自治法施行令第210条の14の規定とないる。前回幹事会においても触れたが、この財源配分の考え方が更あると中おり、大きく考え方が乖離している。前回幹事会においてもから、その次の事項の配分いたが更の考え方が、区立児童相が大きく乖離しているがある。このため、都区間の財源配分について、法の解釈と法のでいる。	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		区側参考資料2をご覧いただく。まず、法の解釈についてであるが、項番1と項番2に地方自治法の規定と逐条解説を都載している。この中で、「新と特別区の間間には、ありるこの中で、「新なる事務の一部を処理していありまた。事務に関するを発費に充当するため、市時とは異なる事務の一部を処理して、市時と、本務に要する経費に充当するたう、べきと記載されている。またある。またが、この中では、都と特別区のの確にのの一個人であるが、この中では、都と特別区のの確にの一個人であるが、この中では、都と特別質性のであるがある。またがあった。この中では、本格にののの必要がある。」とも、前別配のである。」とも、前別配のである。」とも、が、「おいる、「はいる」とも、「はいる」とがあるといったのは、「はいる」とがあるといったのは、「はいる」とがあるといったのは、「はいる」とがあるといったのは、「はいる」とがあるというでいる。では、「はいる」とがあるといったが、「はいる」とがあるといったが、「はいる」とがあるといった。「はいる」とがあるといったが、「はいる」とがあるといったが、「はいる」とがあるというで、「はいる」とを介えている。での対していただきをいる。という行、「調整三税をがとりたする都区財政部を制度に応じていただきをが、とする都区財政部を制度に応じていただきをが、はいただきに、「調整三税をが、とするが、はいただきに、「調整三税をが、とするが、はいる」と答弁されている。(つづきあり)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
 児童相談所関連経費(つづき)		また、当時の都側の認識も、都区間の役割分担に応ずある。それは、項番5の主要5課題の確認事項に「都区である。それは、項番5の主要5課題の確認事項に「ありまた、るの役割分担を都区の方式である。大都市今後協議の整理としてのあり分類をでから、これでのの役割分担を都区の大都区の方型をでから、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式では、一個の人の方式を一個の方式を一面の表示を一面のの表示を一面の表示を一面の表示を一面のの表示を一面の表示を一面の表示を一面の表示を一面の表示を一面の表示を一面の表示を一面のの表示を一面の表示を一面のの表示を一面の表示を一面のの表示を一面のの表示を一面のの表示を一面のの表示を一面のの表示を一面の表示を一面のののの表示を一面のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		すなわち、一つは、特別区の児童相談あるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるがあるといるといるがの大性な変更を生じてあるが、と、実幅な変更を生じてあるが、と、実には、大幅な変更を生じて、と、大個であるが、の大きをであるが、の大きをであるが、の大きをであるが、の大きをであるが、の大きをであるが、であるとの、と、実には、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大き	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
児童相談所関連経費(つづき)		また、2点目については、自治法施行令210条の14の規定を根拠に、引き続き者しい財源るようでというないいいの要件であるとしての要件であるとしていまない。ことではないの要件であるとしてあってはない。ことではない。一部ではいるのできないということではない。一部ではいるのできないというの変更ができないというのではないのできないというのではないのでものである。とされるいであるができないである。現によるでは、税財政制度の金のでは、のでより、おのではは、のであるのでは、のであるのではは、のであるのでは、のであるのでは、のであるのであるのでは、ののであるのである。以上申さない根拠とはなりえ、がずれものである。以上できない根拠とはなりを変更している。以上できない根拠とはなりを変更によるのは、のである。とさい根拠とはなりを変更である。とさい根拠とはなりを変更である。となく配ががある。とさい、ののは、おのでは、おのでのは、おのでは、おのが、とないがが、とさい、とは、のである。とない、である。とない、である。とない、のは、とは、のが、とい、のが、とい、のが、とい、のが、とい、のが、とい、のが、とい、のに、のに、とい、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、のに、	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項 基準財政需要額の調整項目

<u> </u>	別以而安領の調金と			
	項目	都の考え方	区の考え方	
1	議会運営費(タブ レット端末運用経 費)	区議会議員用のタブレット端末の活用により、資料や議案などが電子化され、ペーパーレス化の効果も見込まれると考えるが、現行算定されている印刷製本費の見直しは行わないのか。 (第2回幹事会)	議会運営費について、区議会議員用タブレット端末運用に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、各区の議員1人あたり単価の実施区平均により設定する。(第1回幹事会)	
		し、区側提案は実施区平均により議員1人当たりの単価を設 定しており、タブレット端末の調達方法や耐用年数などが	議会運営費の需用費について、過去3か年で決算額が減少傾向であることは確認できている。一方で、議会運営費にて現行算定されている需用費は、過少算定となっていることからタブレット端末の導入によるペーパーレス化により、今後、現行算定の数値に近づいていく可能性を考慮し、今回の提案は見送っているものである。そのため、今回の提案は、区議会議員用タブレット端末運用に係る経費について、新規に算定することのみでの提案としている。(第3回幹事会)	
2			(第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、経費を精査し、標準区における実施 規模を設定した上で、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目(つづき)

<u> </u>	別以而安領の調金		F = # > 1.	14 34 74 H
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	区立施設アスベス ト関連事前調査費	て、公共施設の調査・除去工事及び民間建築物の調査・除	区立施設アスベスト関連事前調査に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
			平成17年度再調整において、アスベスト対策費として、区 有施設調査費が一定施設分算定されていることは理解して いる。一方で、当時の再調整では「新三種」のアスベスト 対策経費が未算定であることから今回提案している。 (第3回幹事会)	
4	法務管理費	かわらず委託料が225倍となっているものもあり、委託の範囲や業務内容の精査が必要であると考える。また、実施区平均を用いた標準区設定は妥当ではない。 行政不服審査委員に係る経費については、一人当たり単価が最高額である会長の単価を超えている区があるなど、経費内容の精査が必要であると考える。	審理員に係る標準区経費は、実施区平均単価及び人数により設定する。また、その他の法務管理に係る標準区経費は、実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
		顧問弁護士に係る経費について、計上区数が最多の節である委託料に改めるとのことだが、精査後の実施区数は10区であり、区によっては複数の任用方法を採用していることから単に委託料に改めることは妥当ではないと考える。審理員に係る経費については、経費のバラつきがあり、審査件数を考慮した経費設定になっておらず、精査が必要である。なお、経費設定にあたり実施区平均を用いた標準区設定は妥当ではないと考える。(第3回幹事会)	顧問弁護士に係る経費の法律相談委託について、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。なお、精査後の実施区数であっても他の任用方法と比較して委託による実施が最も多数を占めている。 審理員に係る経費は、平成29年度財調協議時点よりも実施区数が増え、普遍的な需要であることから提案しているものであり、標準区経費としての設定は妥当であると考える。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目(つづき)

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
法務管理費(つづき)		顧問弁護士に係る経費については、実施区数が最多の計上節である委託料での算定は、実施区数が最近に係る経費定が望まして、、事理員である経費にが望まるで、経費でのとのとの見解をである。というであるといるとは困難であることが、一致を担けるのである。というである。というであるというである。というである。というである。というでは、実施区ではの関係をできさいるが、である。このは困難である。このは困難である。このは困難でない。一般によるでは、実施区では、実施区を考えているが、である。このは、一般により、では、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、ののでは、大学を表し、大学を表	
5 防災行政無線システム維持管理費			
		無線移設経費については、恒常的に発生しているため、普遍性があると考える。しかしながら、年間で移設する本数などによるモデル設定が困難であるため、都側の意見を踏まえ、無線移設経費を除くこととする。そのほか、都側の意見を踏まえ、経費を精査し、標準的な事業モデルにより標準区経費を設定した。なお、標準区経費は機器の1台あたりの実施区平均単価による標準的な事業モデルにより設定した。(第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目(つづき)

	別以需要額の調金 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	り推進事業費(防 犯パトロール委託		安全安心まちづくり推進事業費の防犯パトロール委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについて、時間単価、1日あたり時間数、日数及び人数を実施区平均等により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、事業モデルを明確化し、設定した事業モデルと類似する区の単価の平均単価等を用いて、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
7	活動支援費	複が懸念される事業等の精査ができておらず、また、年度		
			事業の重複の精査については、調査時に留意点として現行の算定項目を区ごとに例示したもの及び算定除外事業を例示したものを提示していることから精査はできているものと考えている。しかしながら、調査結果を目的別に細分化すると他の算定項目と重複していると思われる内容があったため、都側の意見を踏まえ、事業を精査し、改めて回帰分析した結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定した。また、令和4年度財調協議にて提案した2か年の実績からさらに1か年加えて設定していることから、より精査された標準区経費の設定となっていると考えている。(第3回幹事会)	

<u> 李</u> 华	財政需要額の調整」		T	
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	公金取扱手数料 (受託業務経費)	各区の見込額を元に標準区経費を設定しているが、標準区	公金取扱手数料の受託業務経費について、受託事務手数料 単価が上昇することを踏まえ、算定を充実する。また、令 和7年度まで段階的に引き上げる。なお、各年度の改定単価 に件数実績を乗じて得た額の回帰分析結果を踏まえ、一部 固定で標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
		費を設定しているため、妥当ではないと考える。 (第3回幹事会)	都側の意見を踏まえ、各項目ごとの件数によるあるべき件数を設定し、件数による回帰分析結果により、全比例にて改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
9		定しているが、必須機能、選択型必須機能、オプション機能といった区分がある中で、どのような契約内容が標準的なものなのかを検討した上で、経費を設定すべきと考える。 (第2回幹事会)	(第1回幹事会)	
		いることが確認できた。一方で、実施区のみの回帰分析結	都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルにより標準区経費を設定した。なお、事業モデルについては、必須機能、選択型必須機能、オプション機能の各項目から普遍的なものを抽出し、標準区における項目を設定した。また、必須機能の教員利用については、本事業で算定済の項目であることから現行どおり経費のみ見直し、標準区における事業モデルの項目として設定した。 (第3回幹事会)	
10	全国手話言語市区 長会負担金	全国手話言語市区長会負担金は、令和4年11月時点で23区含め618市区が加入していることから普遍性が認められる。また、団体規模に関わらず一律同額の負担金である点を踏まえた区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	なお、事業の性質を踏まえ、全固定での算定とし、標準区 経費は1団体あたりの定められた負担金により設定する。	

	別以需安領の調金。 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	重症心身障害児 (者)等在宅レス	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。本 事業は、都の「障害者施策推進包括補助事業」から個別補	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、令和4年度予算における補助見込	
			本事業が令和4年度から個別補助事業となっている状況に鑑みると、令和4年度予算により経費設定を行うべきと考える。 しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
12	心身障害者福祉手 当支給費	て、都区で合理的かつ妥当な水準に関する見解が分かれて	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級所持者への手当を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全比例での算定とし、支給実績により標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
13	養育費確保支援事 業費	区案は、令和3年度における国庫支出金の補助実績をもとに 標準区経費を設定しているが、事業実施区は12区に留ま る。そこで、令和4年度の事業実施区数を伺う。 (第2回幹事会)	養育費確保支援事業費について、新規に算定する。なお、 事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、国庫支出金 の補助実績をもとに標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
			令和4年度においては、19区で実施される見込みである。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	高校生等医療費助成事業費	ととしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。よって、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。都は、これまでの財調協議の中でもお示ししているとおり、都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考える。また、高校生等医療費助成事業に係る所得制限等の撤廃については、各区が財政状況等を勘案の上、独自の政策判断により実施することから、標準的な需要ではないと考えている。 (第1回幹事会)	ついて発表された。 発表を受け、制度や財源負担のあり方について、都区で協議した結果、最終的には、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担すること、また、令和8年度以降の所得制限等の制度の仕組みや財源負担のあり方については、今後別途協議することとなった。 この結果を踏まえ、特別区では子育て支援の観点から、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るためにも、令和5年度から所得制限・自己負担金を設定せずに事業を実施し、都補助の対象外となっている部分について	

<u> </u>	財政需要額の調整す			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	成事業費 (つづき)	は、容認できない旨、発言があった。 前回答えたとおり、都は、子育てを支援する福祉施策の充 実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成 業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を促進 するたとしており、早期の事業開始を促進 するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10 としている。 よって、都制度においては、区負担は発生しない枠組みなって、都制度においては、区負担は発生しない枠組をなっている。 各区において、独自の政策判断により、国や都の基準では、のこと事業を実施していること自体、否定されるものる上は、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要であると当該事業について言えば、地方交付税では算定されされる。 当該事業について言えば、地方交付税では算定導入であると考えている。 (第2回幹事会)	域における『合理的かつ妥当な水準』である」といった発言があった。 本事業は、事前に特別区への協議もなく、都から発表されたものである。 都の補助基準は、都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されないまま、令和5年度からの3年間について、所得制限等を設定するものとされた。 繰り返しになるが、区は、発育す就学児医療費助成制度と均衡を保つため、所得制限等を設定せずに、すでと 実施している乳幼児及び義務教育定せずに、すでと均衡を保つため、所得制限等を設定せずに、 方のため、都の補助基準は、特別区の事業と大ものになっため、都の補助基準は、特別区の事業と大ものになったりな経緯で決定された都の制度を踏まえた。 このような経緯で決定された都の補助基準をもつることにない。 このような経緯で決定された都の補助基準をもつることに対ない。 このような経緯で決定された都の補助基準をもつることに対するといない。 このような経緯で決定された都のはは、以との経緯も踏またいない。 おの合理的かつ妥当な水準とすることに対する区のでではない。 が作り上げ、推進してきた既存の制度を踏まえた。 についない。 このような経緯で決定された都のには、以上の経緯も踏またとおりだが、本事業については、以上の経緯も踏まえた、対応をお願いする。 (第2回幹事会)	
15		た、各区の実施形態は常勤・会計年度・委託と様々である が、実施形態を考慮せず、各節を委託料に一括して計上し	区立保育所管理運営費について、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア児支援に係る経費を新規に算定する。なお、令和4年度予算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。(第1回幹事会) 本事業は法令の施行に伴う事業であり、医療的ケア児の受入れを行うため、各区とも様々な工夫を行い、事業を実施している。実施形態にばらつきはあるものの、本事業はあるべき需要であると考える。(第3回幹事会)	
16	子ども医療費助成 事業費	【区側提案事項】2その他関連する項目のNo.3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	【区側提案事項】 2 その他関連する項目のNo. 3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	

<u> </u>	別 政 需 安 額 の 調 全 り 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	放課後児童クラブ 事業費	標準区経費の設定方法については、実施区のみの回帰分析で設定していることから、精査が必要であると考える。 (第2回幹事会)	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブにおける報酬に 係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実す る。なお、令和4年度財調協議での都側の意見を踏まえ、標 準区経費は各区の直営施設における年間勤務時間数の回帰 分析により設定する。 (第1回幹事会)	
			合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区の数値をもって行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
18	待機児童保育事業 費		待機児童保育事業費について、保育士等の処遇改善に係る 補助の創設を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会) 以降、本事業については、【都側提案事項】No.3「待機児 童保育事業費」に記載のとおり。	
19	認証保育所運営費 等事業費		認証保育所運営費等事業費について、保育士等の処遇改善 に係る補助の創設を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
		需要額のあり方」に記載のとおり。	【区側提案事項】 2 その他関連する項目のNo. 3 「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	
21	私立保育所施設型 給付費等	標準区経費の設定に当たり、施設機能強化推進費加算の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 (第3回幹事会)	
22		標準区経費の設定に当たり、施設機能強化推進費加算の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきと考える。 (第2回幹事会)	処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、 私立認定こども園施設型給付費等について、特別区の実態 を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	

項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 (第3回幹事会)	
23 【態容補正】児童相談所関連経費※一部衛生費を含む	しかし、子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという観点が最も重要であるという都区双方の共通認識を踏まえ、このような課題はあるものの、今後、区立児童相談所の決算が出た時点、区立児童相談所の数が増えた時点で見直しを行うことを前提に、合意したものである。 今回の区側提案は、令和3年度までに開設した区の実績を基	連経費の実態が捕捉できるようになった段階で、改めて算定内容を見直す」ことを都区双方において確認しているところである。このため、今回は令和3年度までに開設した区の実績をもとに、算定内容の見直しを提案する。また、現在、児童福祉費の態容補正Ⅲにて算定されている措置費及び旧東京都単独補助事業に係る経費について、実際の措置児童数に応じた算定となるよう、新たな態容補正を提案する。最後になるが、何よりも子どもたちの安全・安心を確保するという考え方に立ち、東京都全体の児童相談体制を強化していくためには、都と区が一体となって取り組んでいくためには、都と区が一体となって取り組んでいくことが必要不可欠と考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。(第1回幹事会)	

項目	調 登 頃日(ブラさ) 都の考え方	区の考え方	協議結果
【態容補正】相談所第一本記(つづき)	児童 区側から「固定費・比例費の設定」、「子ども家庭支援・ンターの面積」、「新たな態容補正の必要性」について、発言があった。子ども家庭支援センターの面積について、都の「子供家」支援センター事業を踏まえ、区側で調査とところ、平均して500㎡以上の面積を有しているとのこともある。しかし、児童相談所の設置により、子ども家庭支援・セターと児童相談所の設置により、場合もあるなど、子も家庭支援センターを取り巻く状況も変わってきる。しかし、児童相談所が増えた場合は、児童間談所が増えた場合は、児童間談所が増えた場合は、児童間談所が増えた場合は、児童間談所はなく、子ども家庭支援センターのと考える。なお、見直しを検討していくべきものと考える。なおで協議はよって、大変を表別というの施設も含め、一般ではないら、「他の施設も含め、経費の見直の中で協議はおり、全体で会りにおり、標準事業規模は標準区における施設規模と当性、とおり、標準事業規模は標準区におり、全体で会当性、判断すべきを援センターの事例からも明らかであると申しるではないる。それは、今回のども家庭支援センターの事例からも明らかであると申しるではないる。	第1回幹事会において、都側から確認のあった点についてお答えする。まず、固定費・比例費割合の設定についてだが、令和3年度まず、固定費・比例費割合の設定についてだが、令和3年度質等を踏まえ、設定している。でで、一次に、不力をでは、一次に、不力をで、一方のでは、一方	

<u>李</u> 华	<u>準財政需要額の調整項目(つつさ)</u>				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
	【態容補正】児童 根談所関連経費 名 ででは、	また、医療とは、実際の措置となる社会では、実際の措置ととなる社会をでは、実際のとのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな			

<u>*</u> +	対政需要額の調金・ 項目	都の考え方	区の考え方	
24	予防接種助成事業費 (子ども向けインフルエンザ)	予防接種費の算定については、例外的な場合を除き、国が 予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定して	予防接種助成事業費 (子ども向けインフルエンザ) について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、標準的な助成対象年齢及び助成額に基づくモデルにより、標準区経費を設定する。	(DD) 时式小口 / 小
			現時点で、法定接種化の予定はない。本事業は従前から子ども向けに助成していた区に加え、新型コロナウイルスとインフルエンザによる同時感染リスクを予防するために助成を開始した区もある。アフターコロナの時代を見据え、臨時的ではなく恒常的に助成する区が増え、普遍性が生じたことを踏まえた提案である。 (第3回幹事会)	
25	(3歳児視力屈折検		乳幼児健康診査における3歳児健診の視力屈折検査について、スポットビジョンスクリーナー導入等を踏まえ、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、標準的な導入台数及び医療職の配置人数に基づくモデルにより、標準区経費を設定する。(第1回幹事会)	
			令和4年度より、検査機器等健診に係る経費が国庫補助の対象となり、それを契機として導入した区が多い。そのため、令和4年度予算額に基づく検査機器の購入台数、及び新規に配置した医療専門職の人数を調査し、標準区モデルを設定した。なお、検査機器の備品購入費についてはイニシャルコストとなり、平準化する必要があるため、耐用年数で除している。 (第3回幹事会)	

<u> </u>	と準財政需要額の調整項目(つつき) 				
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果	
26 公衆「理経」	2費	部経費が突出している区があることから、精査する必要があると考える。	令和2年4月1日施行の「改正健康増進法」及び「東京都受動 喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所の維 持管理に係る経費を新規に算定する。なお、回帰分析の結 果を踏まえ、全固定での設定とする。また、令和4年度財調 協議での都側の意見を踏まえ、公衆喫煙所の形状や㎡単価 に基づくモデルにより、標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)		
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)		
27 予防2 頸が.	i ん)		(第1回幹事会)		
			都側の意見を踏まえ、接種率等の見込方法を加重平均によるものとし、改めて標準区経費を設定した。また、キャッチアップ接種については、事業が終了する令和6年度末における各区の接種率等の目標値をもとに、標準区における接種率等を設定した。 (第3回幹事会)		

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	フルエンザ)	区案は、令和3年度の接種率等を基に設定しているが、過去の見直し時は複数年度の実績を使用していることや、接種率等は年度間でばらつきがあることが想定されることから、複数年度の接種率等を基に、標準区経費を設定すべきと考える。また、各区独自の減免は、各区の政策的判断により実施されているものであり、標準区経費に馴染まないものと考える。 (第2回幹事会)	令和3年度実績の数値により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、平成30年度、令和元年度、令和3年度の3か年平均の接種率等とし、独自の減免を行っている区を除いて、改めて標準区経費を設定した。なお、令和2年度については、東京都により「新型コロナウイルス感染症流行下における高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業」が実施され、接種を希望する定期接種対象者の自己負担額が無くなったことから、接種率等に大幅な変動があったため、設定の対象から除外している。(第3回幹事会)	
29	予防接種費(ロタ ウイルス)		予防接種費(ロタウイルス)について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和3年度実績の数値により設定する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、接種率等の見込方法を加重平均によるものとし、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
30	【単位費用】【態容補正】環境事業推進費(路上喫煙等巡回指導委託)	の標準区経費は、単価や体制、時間、日数を基に設定して いるが、本提案における標準区経費の設定方法について伺	環境事業推進費に係る路上喫煙等巡回指導委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。また、事業費が人口に逆相関がある一方、昼間人口においては高い相関があったことから、昼間人口比率による態容補正を設定する。 (第1回幹事会)	
			標準区経費の設定方法については、令和3年度の委託料における単年度の決算額から算出したものである。平成21年度財調協議時においては、非常勤職員の経費が中心であったが、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が施行され、本事業のニーズが拡大していることに伴い、経費も大幅に増加している中で委託料にシフトしていることから、経費の設定方法を変更している。 (第3回幹事会)	

季 华	財政需要額の調整項			Library Co. 1
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31	廃棄物処理手数料	廃棄物処理手数料の設定に対する考え方については、これまでも議論を重ねてきたが、都区の見解は異なっている。都としては、従前から申し上げているとおり、事業系ごみ処理に係る経費は、自己処理責任の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきであり、処理原価に	廃棄物処理手数料について、令和5年10月からの単価改定に伴い、収集運搬分4円/kg、処理処分分2円/kgを上乗せし、改善する。なお、令和5年度財調は半年分を反映することとし、令和6年度財調より1年分を反映する。また、収集作業費の態容補正Ⅱにおいても、同様に単価改定分を反映する。	
	廃棄物処理手数料 (つづき)		手数料の設定方法は、これまでと同様であり、23区統一の考え方により算出している。 粗大ごみ処理手数料及び動物死体処理手数料の改定は、改定時期や単価の設定については各区決定事項であるため、財調の反映は一定期間の手数料収入実績を基に反映させている。反映の時期は、粗大ごみ処理手数料は令和6年度実績が確定した後の令和8年度財調で反映し、動物死体処理手数料は3年ごとに実施している清掃費全体での見直しの際に反映予定である。 (第3回幹事会)	

	<u>財政需要額の調金</u> 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32				
			現行算定を設定した平成29年度協議時の状況と比較すると、各区の保有する区営住宅は老朽化が進んでおり、経常的に生じる修繕費用が増大している。また、指摘のあった区については民間施設の借上げにより事業を実施しており、施設の態容が建設型・借上げ型に関わらず、維持管理に要する経費は変わらないことから、標準区の水準を設定する上での経費計上は適切と考える。(第3回幹事会)	
33			生垣助成等の緑化助成に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
			合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業の算定を見直すにあたっては都側の意見を踏まえ、普遍的でない経費を除外するほか、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34		る改築経費及び更新経費について、どこに設置される街路 灯が対象となるのか、その範囲を伺う。	(第1回幹事会)	
			LED灯の改築経費等については、特別区道に設置した街路灯について対象としている。 街路灯種別ごとの基数については、都側の見解を踏まえ、平成31年度財調協議の合意結果を踏まえるなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 LED灯の更新経費について、更新状況を今後検証することについては区側としても異論は無い。一方、LED灯の導入年度や導入ペース、更新間隔の設定が各区で異なることから、検証の実施及び検証結果を踏まえた見直しについて、現時点で時期を限定することは適切でないと考える。なお、LED灯の改築単価については、切替と更新とで大きな差異が生じないことを確認したことから、同額の設定としている。 (第3回幹事会)	

至午	財政需要額の調整リ			
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	的ケア児支援経費	また、標準区経費の設定について、回帰分析結果を踏まえ	ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年度に成立・施行し、医療的ケア児への支援が地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、新規に算定する。なお、令和4年度の国庫補助金交付決定額の回帰分析結果を踏まえ、一部固定で標準区経費を設定する。 (第1回幹事会)	
			本提案は令和3年度の法改正を踏まえた提案であるため、法改正後の各区の対応を反映している令和4年度国庫補助金交付決定額を使用している。本事業の経費設定は、実施区の数値をもって行うべきと考えているが、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であるため、本事業を算定するにあたっては、都側の意見を踏まえ、国庫補助金交付決定額を使用し、事業未実施区を含めた実施実績と学校数を基に経費を算出するなど、経費を精査し、改めて全比例で標準区経費を設定した。(第3回幹事会)	
	学校法律相談事業 費(スクールロイ ヤー委託経費)	(第2回幹事会)	ついて、昨今の虐待やいじめのほか、学校への過剰な要求 や学校事故への対応等の諸課題について、弁護士への相談 を必要とするため、新規に算定する。なお、決算の回帰分 析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施 区の平均実施回数と平均実施単価により設定する。 (第1回幹事会)	
		(第2回幹事会)	都道府県及び指定都市に対して措置が講じられているもの	

季 华	財政需要額の調整項		T	
	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校法律相談事業 費(スクールロイヤー委託経費) (つづき)		合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区の数値をもって行うべきと考えているが、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であるため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、小・中学校費の測定単位(学校数)に固定費が初めて設定されることから、段階補正を新設する。 (第3回幹事会)	
		需要額のあり方」に記載のとおり。	【区側提案事項】 2 その他関連する項目のNo. 3「基準財政需要額のあり方」に記載のとおり。	
38	【小·中学校費】 学校職員費(区費 非常勤栄養職員)	び教職員定数の標準に関する法律(以下、義務標準法)」により、学校における標準的な人数が設定されている。この点については、協議不調となった平成26年度財調協議に	学校職員費について、完全給食単独実施校における都費栄養士の配置が2校に1人であり、未配置校に特別区では区費で栄養職員を配置していることを踏まえ、区費非常勤栄養職員に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区の延べ配置時間と、会計年度任用職員の財調単価の医療技術系(医二)により設定する。 (第1回幹事会)	
			栄養職員を含む栄養教諭等の配置について、義務標準法では、児童または生徒数550人以上の学校に1人配置、550人未満の学校は4校に1人配置となっている。一方、今回の提案は、アレルギー反応を持つ児童・生徒数が様々な要因から増加傾向で、原因物質も多種多様になっており、除去食等のきめ細かな対応が必要であることから、学校給食における安全・衛生管理を徹底するために、実を行うものであり、全校への配置が必要と考えている。しかし、東京都公立小・中学校教職員定数配当方針では、栄養教諭等を2校に1人配置する方針となっている。しかし、東京都公立小・中学校教職員定数配当方針では、栄養教諭等を2校に1人配置する方針となっている。以上のと給食単独実施校では、都費のみでは全校への配置が出来ず、区費での配置が必要となり、実態としても区費での配置区数が22区となっている。以上のとおり、アレルギー対策などの真に配置が必要な理由と普遍的な配置実態から区費の栄養職員を算定すべきと考える。(第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
39		において区側より提案がなされ、協議不調となった事業で		
			本年度の提案については、都補助金メニューに該当する事業別に経費を集計し、普遍性のある事業のみを抽出している。その結果、運営費と地域コーディネーター経費が普遍性のある事業として、経費設定を現行算定から改めた。都補助の状況について変化はないが、財調は、そもそも都と特別区の間にのみ適用される制度であり、都の補助金算定基準ではなく、特別区域の実態を反映すべきであることから、特別区の実態に適合した算定とすべきである。本事業は、23区全区での実施が確認できていることから、普遍的に実施されている本事業を、特別区の実態を踏まえた需要として算定すべきである。(第3回幹事会)	
40	学校運営費(用務 委託)		(第1回幹事会)	

<u> </u>	財政需要額の調整 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】		医の与えた別ででは、現行のというでは、現行のというででは、現行では、現行ででででででででででででででででででででででででででででで	WJJHXTHI 个
			本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、経費の精査を行うとともに、小学校と中学校の業務内容に大きな差が無く、実施単価も同等であることから、小学校と中学校の一校あたり単価を統一し、現行の委託校数を小学校と中学校それぞれに乗じ、標準区経費を設定する。 (第3回幹事会)	

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
41	教職員健康管理費 (産業医報酬)	労働安全衛生法に規定されている基準を踏まえて設定すべ	教職員健康管理費について、産業医報酬に係る経費を特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均配置人数と平均実施単価により設定する。 (第1回幹事会)	
			産業医の人数設定については、都側の意見を踏まえ、労働安全衛生法に規定されている基準で設定する。本事業の合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、事業の平均実施単価をもって行うべきと考えているが、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であるため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、産業医一人当たりでの平均単価の算出など、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
42	私立幼稚園施設型 給付費	副食費徴収免除加算の経費設定について、一部精査が不足 しており、妥当ではないと考える。 (第2回幹事会)	処遇改善等加算Ⅲの新設による公定価格の見直しに伴い、 私立幼稚園施設型給付費について、特別区の実態を踏ま え、算定を充実する。 (第1回幹事会)	
			都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を 設定した。 (第3回幹事会)	

2 その他関連する項目

1 【投資】投資的経 費の見直し(建築 工事) 和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足している。 ことから、標準事業規模については、据え置く」とのこと である。 図側の主張する充足率100.4%となるのは、全費目の合計値 と比較した場合であり、費目ごと、施設ごとに見た場合に は充足率にバラつきがある。 標準事業規模は理解とにおける施設規模として、各費目の 施設の機能別に設定されており、全体で妥当性を判断すべきものではないと考えている。 そのため、標準事業規模の検証に当たっては、施設ごとに 妥当性を判断すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 あわせて、区側から改築及び改修単価について、各区予算を他計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に 妥当性を判断すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 あわせて、区側から改築及び改修単価について、各区予算を他計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に 夏当性を判断すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 あわせて、区側から改築及び改修単価について、各区予算を他計画の方針等を踏まえ、現行の大規模改修を で改めることを提案する旨の発言があった。 区側提案は、現行の改変及び改修単価の推計方法自体を見 直す内容となっているが、現行の推計方法は、長期的に見 がは、40年目に長寿命化改修、50年目に2回目の大規模改修を 行うものとして標準区でいいては、各区の表命化計画の方 対域をを 行うものとして標準区でいいては、各区の長寿命化計画の方 なお、その他の施設については、各区の長寿命化計画の方 の。 第1回幹事会) 第1回幹事会) 第2年間については、各区の長寿命化計画の方 会を提案する。 第二に、算定上の単価のうち、改築単価については、特別 区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直す こをを提案する。 また、改修単価については、特別 区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直す こをを提案する。 また、改修単価については、特別 区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直す こをを提案する。 また、改修単価については、特別 区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直す こを提案する。 また、改修単価については、特別 区の実態を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価についるとを提案する。 もた、改修単価については、特別 区の実態を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価にの、66を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とするこ とを提案する。	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し(建築工事) (つづき)		その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和4年度までの各区予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案する。 併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、各区予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。 なお、事業規模については、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%と、充足していることから、標準事業規模については、据え置くこととする。 施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、首都直下地震等をはじめとした災害に備えるためにも、本経費の適切な算定は重要であると考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。 (第1回幹事会)	

第1回幹事会において、都側から、「標準事業規模の検証に当たっては、施設ごとに妥当性を判断すべき」との発言があった。 標準事業規模については、費目や施設をまたいだ、標準算定施設全体の比較により、充足率を測ることができることから、検証に当たり妥当性の判断基準として用いたものである。 しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を行うこととする。 なに、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法法と考えている」との発言があった。	
あった。 標準事業規模については、費目や施設をまたいだ、標準算 E施設全体の比較により、充足率を測ることができること から、検証に当たり妥当性の判断基準として用いたもので ある。 しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を 行うこととする。 なに、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 能計方法と考えている」との発言があった。	
票準事業規模については、費目や施設をまたいだ、標準算 官施設全体の比較により、充足率を測ることができること いら、検証に当たり妥当性の判断基準として用いたもので ある。 しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を 行うこととする。 欠に、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 能計方法と考えている」との発言があった。	
E施設全体の比較により、充足率を測ることができることから、検証に当たり妥当性の判断基準として用いたものである。 しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を行うこととする。 欠に、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推計方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な推計方法と考えている」との発言があった。	
いら、検証に当たり妥当性の判断基準として用いたものである。 しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を 行うこととする。 なに、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 能計方法と考えている」との発言があった。	
ある。 しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を すうこととする。 欠に、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 推計方法と考えている」との発言があった。	
しかしながら、都側の指摘についても、一定程度理解できることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を すうこととする。 欠に、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 推計方法と考えている」との発言があった。	
ることから、費目ごと、施設ごとに標準事業規模の検証を すうこととする。 なに、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 能計方法と考えている」との発言があった。	
テうこととする。 次に、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 推計方法と考えている」との発言があった。	
次に、物騰率の算出方法について、都側から、「現行の推 十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 推計方法と考えている」との発言があった。	
十方法は、長期的に見れば23区の実態を反映した合理的な 推計方法と考えている」との発言があった。	
 能計方法と考えている」との発言があった。	
が側からは、半放29年度財調協議においても同様の発言か	
6、27年度の2か年において大幅な乖離があるのみならず、	
P成29年度以後、各区予算単価が一貫して上昇しているに	
ら関わらず、物騰率を乗じた現行の財調単価は減少傾向に	
あり、 乖離はさらに拡大している。	
0 = 1 , + 0	
20、「异年画工升学に以める、こと与えるが、郁例の允胜を伺う。	
- 1 1 2 9	
(第2回幹事会)	
の6平1つの具毎1官0Cハニコを長勺よっ、尻関り体年9で年しまり、信後客し	別からは、平成29年度財調協議においても同様の発言がったが、各区予算単価上昇率と現行の物騰率は、平成27年度の2か年において大幅な乖離があるのみならず、27年度の2か年において大幅な乖離があるのみならず、27年度以後、各区予算単価が一貫して上昇しているに関わらず、物騰率を乗じた現行の財調単価は減少傾向に動きに拡大している。 はかに、平成25年度における財調単価を100とした場合、1000とでは、平成25年度における財調単価を100とした場合、1000とでのでは、平成29年度は98.2、令和4年度では93.6となる。100で、大きなものとないる現状に鑑みれば、この乖離は長期的にも、解消しないる現状に鑑みれば、この乖離は長期的にも、解消したのと思われる。1000とといる現状に鑑みれば、この乖離は長期的にも、解消したのと思われる。1000とといる現状に鑑みれば、この乖離は長期的にも、解消した。1000とといる現状に鑑みれば、この非常を表えるが、都側の見解を示されたい。1000に、100にで、都側の見解を示されたい。

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		また、近年の投資的経費の見直しについては、令和2年度及び令和3年度に協議した道路改良工事の見直しがあり、この見直しに際しては、単価の見直しを行うのであれば、標準事業規模や年度事業量、補正等も含め需要費全体を見ることが不可欠であることを指摘している。今回の区側提案は、こうした過去の協議における都側の意見を踏まえ、単価比較のみならず、標準事業規模や年度事業量等を含め、需要費全体を検証したとのことである。そこで、まず、改築単価について、平成25年度の見直し方法ではなく、区の決算単価を用いた提案とした理由を伺う。その一方で、大規模改修単価については従前の方法による見直しとなっている。改築単価と異なる方法を採用した理由を伺う。あわせて、現行の補正についての検証内容や、新たな補正の必要性などについて検討したか伺う。(第2回幹事会)		

	の心財産する項目			11
No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
		区側から、特別区の実態を最も端的に表しているのが各区		
			も現行の物騰率の算出方法は変更していない」旨の発言が	
	工事)		あったが、まさしく物騰率の算出方法を変更していないか	
	(つづき)	の実態を反映した妥当な設定であるとの発言があった。	らこそ、区側が主張する単価の乖離が生じていると考え	
		先ほど都側から申し上げたとおり、改築単価については、	3.	
			また、令和5年度フレームにおける加算率についての発言が	
			あったが、これは令和4年度中の物価高騰を反映したもので	
			あり、区側が先ほど申し上げた10年近いスパンにおける単	
			価の乖離とは、関係ないと考える。	
			次に、単価の見直し方法について、都側から質問があった	
		度の見直しにおいて都区で合意した改築単価の設定方法と		
			まず、区側としては、第1回幹事会の冒頭でも申し上げたと	
			おり、現行の建築工事単価は特別区の実態と大幅な乖離が	
			生じており、見直しが急務となっていることから、実態を	
		区側の見直し提案が妥当であるか否かを判断することができない。	 その上で、特別区の実態を最も端的に表しているのが、各	
		さない。 なお、区側から提供のあった各区の工事実績を1㎡当たりの		
			このため、改築単価については、各区の決算を基礎とした	
			単価による見直しが、特別区の実態を反映した、妥当な設	
		場に係る主体付帯工事費については、10,800円から70万円		
		後による 65倍の 開きがある。	一方、学校校舎を除く施設の大規模改修単価については、	
			実績の工事ごとに改修の条件が異なり、施設全体の大規模	
			改修に係る決算額について有意な数値を調査することが困	
			難であったことから、従前の手法を取り入れた見直し方法	
			としている。	
		、。 (第2回幹事会)	なお、各種補正については、標準算定施設全体の検証と併	
			せて、態容補正による算定施設の状況について確認し、見	
			直しは不要として整理している。その他の補正について	
			も、平成25年度財調協議において整理した内容から状況の	
			変化が無く、同様に見直しは不要として整理している。	
			(第2回幹事会)	
2	【投資】投資的経	【区側提案事項】2その他関連する項目のNo.1「【投資】	【区側提案事項】2その他関連する項目のNo.1「【投資】	
	費に係る物騰率算	投資的経費の見直し(建築工事)」に記載のとおり。	投資的経費の見直し(建築工事)」に記載のとおり。	
	出方法の見直し			

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	あり方	財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事務の内容に即して判断をしていくものと考えている。なお、区側が挙げた3事業に関する「合理的かつ妥当な水準」についての都の見解は、過去の協議で何度も述べてきており、詳細に述べることはしないが、保育所等の利用者負担の見直しについては国の基準、子ども医療費助成事業費及び私立幼稚園等保護者負担軽減事業費については都補助の水準が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 (第1回幹事会)	財調上、政令の定める上限額をもとに設定されている。一方で、この保育料については、実施主体である市町村が、政令の定める上限を超えないように定めることとされていることから、特別区においては、より低い水準で設定しているところである。 乳幼児、義務教育就学児を対象とした子ども医療費助成事業費の算定については、財調上、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や、一部自己負担金が設定されている。特別区においては、所得制限等を設定せず	

No. 項目	協議結果
基準財政需要額のあり方 (つづき) 「会社の健やかな成長に大きく寄与する施策であることから、いずれも、特別区の実態に合わせた算定となるよう提案する。 また、これらの事業については、過去、何度となく同様の提案を行ってきたが、都側は地方交付税の設定や都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるとして、合意には至らなかった。 大都市である都と特別区の間にのみ適用される制度であることを踏まえて、都区間の財源の調整制度は、特別区の実態を踏まえつつ特別区間の財源の調整を図り、行政水準の均衡を確保するものであると考える。このため、財調上の基準財政需要額における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区の実態を反映すべきものである。本件について、改めて区案に沿って整理されるようお願いするとともに、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」について、都側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政需要額の あり方 (つづき)	区側より「基準財政需要額のあり方」について、発言では、三のの事業を通して、「財態とのの事業を通してのの事業を通してのの見解が述べられた。そこでも別のでは、一個の事業を通してのでまずと、国や都の本では、一個の事業を通しても関いて、三のの事業を通して申し上げる。第一に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、保育の方に、「保証の方に、「表述の方に、「表述の方に、「表述の方に、「表述の方に、」、「表述の方に、「本述の方に、「大きに、、」、「大きに、、「大きに、、」、「大きに、、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、」、「大きに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	前回、都側からは、財調上の事務の内容に関係の事務の内でとの発言があった。 そこで、今回、三つの事業に係る協議を通して、財調との合理的かつの会当な水準と、係る協議を通して、財調との合理的かつの多当な水準と、係る協議を通して、実態との合理的かて、議論させていただきたい。第一のの発言が認定ことである。 第一に、保育所及び認定ことでは、保育がよれて、関係について、議論が、の発言では、保育がある。のの発言では、保育がある。ののの発言では、上、であるのが、国庫負担金等のではた上準といれ、国庫負担金等では、上、国域には、地公るにの額が、国庫負担金等では、上、国域には、地公のに、国域には、大連、関係によるにでは、、大連、関係によるにでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
		調の基準財政需要額では、地方交付税で算定していない事	そもそも、財調は、都と特別区の間にのみ適用される制度	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	あり方 (つづき)	担軽減事業費についてである。 区側から過年度に都が示した見解について発言があったとおり、都補助の水準を「合理的かつ妥当な水準」として考えている。その理由としては、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費の協議において、「都事業については、都民がお内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもり、合理的かつ妥当な水準」であると申し上げており、子ども医療費助成事業費における考え方も同様である。都の主張はこれまでの協議で述べてきたとおりであり、こされらの事業については、都補助制度の見直しなどが実施れるといった状況の変化がない限りは、見直し等の必要はないと考えている。最後に、都としては、「国や都の基準がある場合につい	地方交付税以上に基準財政需要額の捕捉範囲が広く、特別 区域を対象とした制度である財調では、普遍的に特別区の 実施している事業水準を反映していく必要がある。 よって、利用者負担額について、特別区の実態を反映した 算定とすべきと考える。 第二に、子ども医療費助成事業費、私立幼稚園等保護者負 担軽減事業費についてである。過年度の都側からの発言で は、都基準が都全域における合理的かつ妥当な水準とのこ とだった。	
	基準財政需要額の あり方 (つづき)		繰り返しになるが、財調は、そもそも都と特別区の間にの み適用される制度である。都全域ではなく、特別区域の実 態を反映すべきであることから、特別区の実態に適合した 算定とすべきと考える。 さらに、財調の対象は、23区のみであることから、税や行 政の基本的な仕組みが類似しており、実態に即した合理的 な財政力や財政需要を捕捉することが可能と考える。この ため、可能な限り特別区の実態を踏まえた需要を算定す である。 よって、特別区で普遍的に実施されている本事業を算定す ることが、財調上必要な対応と考える。 最後に、改めて都側の考え方について、確認させていただ きたい点がある。 国や都の基準がある場合、特別区の実態には関係なく、 きたい点がある。 国や都の基準が、合理的かつ妥当 な水準となるのか。都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	【経常・投資】物 価高騰対策	レームにおいて、電気料に20.3%、ガス料に18.3%、燃料費に14.0%を加算する見込みである。 また、建築工事単価についても、令和5年度フレームにおい	ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格上昇や急速な円安の進展等により、国内の物価関連指数は上昇が続いている。特別区の行財政運営にも影響を与えていることから、都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要があることから、以下の事項について提案する。まず、電気料、燃料費、ガス料について、通常の物騰率の適用に加えて、物価の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。具体的には、令和4年10月までの区部消費者物価指数の高騰を踏まえ、電気料に19.8%、ガス料に20.2%、燃料費に10.1%を臨時的に加算する。次に、建築工事単価について、資材の高騰を踏まえた一定の加算を行うことを求める。具体的には、資材高騰に伴う特別補正分として6%を臨時的に加算する。(第1回幹事会)	
			電気料、ガス料、燃料費については、通常の物騰率による対応の中で、一定程度の加算が行われることは認識した。建築工事単価については、資材高騰に伴う特別補正分と併せて、過年度の決算を基にした単価に見直すことについて提案している。協議により定まった単価には、11.3%の加算は適用されないため、臨時的な加算は必要なものと考える。 (第3回幹事会)	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	特別交付金	、条例の本則を2%から5%に変更である。 とで合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会のの、経済時々んでいる。 各区においては、その地理的、社会ののとのである。 各区においては、その地理的、ために、その時組んでものでからり組んできる様々な事業に取り組んできたの算定なを見てる。 にて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んできたの算定を要がいる。 年の特別交付の申請はなと異ないる。要ですといれで、5%時会のに異なる。 を選定に、区側から、「第時付金のはなない、できとしては、25%時代をの質があったが、特別交付を関連できなが必ら、「第時付金のにでで毎年中ではないが必ら、「第時付金のにででででは、25%時代をのでででは、25%時代をのではなない。 を選定に、発明で一方とものではない、では、25%時代をのでは、一方とはででありにででありにでででででは、25%時代をのではなない。 を選に、発明で一意の方のにで、25%時代をのでででは、25%時代をでは、25%時代をのでででは、25%時代をのでででは、25%時代をのではなない。 を選択するとは、25%時では、25%時ではないでは、25%時に、25	(第1回幹事会)	
	特別交付金 (つづき)	なお、複数の補助メニューがある国庫補助事業について、「普遍性の有無により、メニューごとに普通交付金における算定が決まっているものだが、普通交付金に算定されていないメニューを、特別交付金で申請したところ「標準算定」として除外された。」との区側発言があった。この「複数の補助メニューがある国庫補助事業」とは、具体的にどの事業を指しているのか伺う。 (第1回幹事会)		

No.	<u>の他関連する項目</u> 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1NO.	7.5		• • • •	
	特別交付金 (つづき)	たが、普通交付金の算定対象とはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考える。次に、「算定の透明性・公平性の向上」について、区側から、「算定除外経費が明確になったことから、今年度な時性を向上させることがら、今年度ながら透明性を向上させることがあった。特別交付金の算定にあたっては、「普通交付金の額の算定にあたったの特別の財政需要があるるよりでは財政収入の減少があることをの特別の事情があるすると、財政収入の減少があることを事情を考慮して交付れたりに規定され、毎年度、申請された判と、の案件について、この規定及び算定ルールに基づ公断している。そのため、現行の算定ルールは透明性・公	(第2回幹事会)	
		なお、前回、区側から、「普遍性の有無により、メニューごとに普通交付金における算定が決まっているものだが、普通交付金に算定されていないメニューを、特別交付金で申請したところ「標準算定」として除外された。」との発言があった複数の補助メニューがある国庫補助事業の事業名について、「生活困窮者自立支援事業」と回答があった。この事業が「普遍性を理由に普通交付金で算定されないものにも関わらず、特別交付金で『標準算定』として除外される理由」については、次回、都の見解を述べる。(第2回幹事会)		

No. 項目 都の考え方 区の考え方 区の考え方 区の考え方 区の考え方 日本	協議結果
極の考え方 本の考え方 本の考え方 本の考え方 本の考え方 本の表していては、第1回时間協議会でも申し上げ 都市計画交付金については、第1回时間協議会でも申し上げ 都市計画交付金に本来基礎自済体が行う都市計画事業の 大が、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な 対談である都市計画事業の財源として活 を心ため、これまでも都市計画交付金の運用について、各 区から都市計画事業の実施状況や意向等を信いながら、区が年、都市計画観は、増収傾向にあり、平成29年度から合 施行の連続立体交差化事業の対象化や都市計画の観響 和5年度にかけて約23億円の側収となっており、特別区の 本のより、設けられているものである。	協議結果

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金(つづき)		そこで、特別区への都市計画では協議すべきというで、との事業の見解を確認したとのでは協議すべきというできるで、の回答を受け、これまでで、の回答を受け、これまでで、の回答を受け、これまででのは協議する。この回答を受け、これまでののは協議ができる。こののなり、これまでののは協議ができる。これまでののではないのであり、明確な回答ではないのであり、明確などのである。これまである。これはないのであり、明確などのである。これはないのであり、明確などのである。ではなく、るのではなく、都側の見解を述べるべである。ではなり、おはないである。ではなり、のようも異に対し、がは、おりの見のと考えるが、ので協議を行う能である。ではなり、のよりを表しているが、のよりに、おりのではなが、のよりに、おりの見がである。ではなり、のよりに、おりの見がである。が、おりのではなが、では、おりのよりに、おりのである。では、おりのでは、おりのである。では、おりのである。では、おりのである。では、おりのである。では、なりのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、おりのである。では、おりのである。では、おりのである。では、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのである。では、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのである。では、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのでは、おりのである。では、おりのでは、よりのでは、まりのでは、よりのでは、ま	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金(つづき)	税等とは制度上の性格が異なる。 このため、都としては、この財調協議の場において、都市 計画交付金を議論するものではないと認識している。 (第1回幹事会)	区側から、「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」を求めたが、都側から明確な回答はなかった。また、第1回財調協議会においても、これまで実質的に議論ができなかった抜本的な見直しについて、この場で協議できるよう、強く求めてきたが、都側は、これまでと同様の発言を繰り返すばかりである。総務省の見解は、本件について、都区で協議して決めるべきということである。再三の要請にもかかわらず、何故、財調協議の場で協議に応じないのか、都側の見解を伺う。なお、「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」ことは、各区ヒアリングであり、特別区の代表者の集まる協議の場ではないことを申し添えておく。(第1回幹事会)	

No. 項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
都市計画交付金(つづき)	ではなく、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化など、様々な見直しを順次行ってきた。 今後も、都市計画交付金については、各区から直接、都市	都市計画交付金は、財調協議の場を中の制度の開設以降、これ変がある。それでは、財調協議の場を中心に整理してとの変がある。それでは、財調協議の場を中心に整理している。とれては、財調協議である。とれては財調に変にないでは、財調協議である。または財調に変にないでは、財調協議について、当時に対して、地方債収入は財調協議について、当時である。事実、地方債収入は財調協議について、当時である。当年ものを延伸したがの提案があり、財調協議において議論した結果、現行の4カーを踏まがあり、財調協議において議論した結果、現行の4カーを踏まがあり、財調協議において議論した結果、現行の4カーを踏まがあり、財調協議において、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 (つづき)		区側としては、少なくとも平成19年度財調協議までは、財 調協議の場において、都区双方で議論を行っていたと認識	

児童相談所関連経費に係る論点メモ (区)

No.	ı		項目	都の確認事項等	区側説明
1			医師 (小児科医)	・区案は、非常勤で実施している2区の単価の平均から標準区経費を設定しているが、単価にバラつきがあり、単に平均値で標準区経費を設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。	
2			医師(精神科 医)	・区案は、非常勤で実施している4区の単価の平均から標準区経費を設定しているが、単価にバラつきがあり、単に平均値で標準区経費を設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。	区案の設定方法が妥当であるという認識に変わりは無いが、算定合意を優先する観点から、都側の意見を踏まえ、医師(精神科医)の単価については現行算定を据え置くこととする。
3		児		・全固定としているが、18歳未満人口とは比例しないとする理由を伺う。	事務員は、庶務や予算関係、施設管理、措置費等支払事務などを担当しており、必ずしも測定単位や相談件数などと比例するものではないため。
4		童相談所の職員	事務	・「児童相談所設置市事務」においても常勤職員を計上しているが、職員 に重複がないか伺う。	一部事務が重複していたため、人数について改めて精査した。
5		配置	虐待相談対応件 数による配置	・全固定から全比例に変更した理由を伺う。	18歳未満人口と4区の虐待対応件数の回帰分析の結果、相関が確認できたことから全比例としている。
6			児童虐待対応協 カ員	・実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する 必要があると考える。	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値 をもって行うべきと考えているが、算定合意を優先する観点から、 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定し、改めて標準区 経費を設定する。
7	児童相談所運営		事務(非常勤)	・実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する 必要があると考える。	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値 をもって行うべきと考えているが、算定合意を優先する観点から、 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定し、改めて標準区 経費を設定する。
8	費	時間外勤務手当 相談受理件数等 建物維持管理費		・現行算定は時間外勤務手当を設定していないが、当時設定しなかった理由、また、今回の提案で改めて設定した理由を伺う。	令和2年度財調協議時は、区に実績がなく、都の職員配置の状況とも 異なることから算定しなかったが、今回、区の実績が確認できたこ とから設定している。
9				・非常勤に対して時間外勤務手当を設定しているが、非常勤の時間外勤務 手当は報酬に含めて支給することとなっているため、妥当ではないと考え る。	都側の意見を踏まえ、時間外勤務手当を報酬に含めて、改めて標準 区経費を設定する。
10				・「相談受理件数」、「児童虐待相談対応件数」、「訪問調査」いずれも 全比例で標準区経費を設定した根拠を伺う。	18歳未満人口が増加すれば相談受理件数、児童虐待相談対応件数が増え、児童虐待相談対応件数が増加すれば訪問調査の回数も増えると考えられるため、いずれも全比例としている。
11				・複合施設である場合、児童相談所の経費のみを切り分けた上で経費設定 を行っているのか伺う。	切り分けた上で設定をしている。
12				・子ども家庭支援センターと一体整備の場合、面接室など建物の設備等を、児童相談所と子ども家庭支援センターとで共有しているものと認識しているが、その場合の経費の切り分け方法を伺う。	子ども家庭支援センターに限らず、他の施設と切り分けが困難な場合、児童相談所に直接関係のない経費を除外したうえで、面積按分により経費を切り分けている。
13				・標準区では、一時保護所が併設されているモデルで経費を設定している が、独立している区の経費も積算に含まれており、妥当ではないと考え る。	都側の意見を踏まえ、独立している区の経費を除いて、改めて標準 区経費を設定する。

No.	項目		頁目	都の確認事項等	区側説明
14		管理費	旅費	・標準区経費の設定に当たり、統一単価である旅費511円と訪問1回あたり 旅費708円との乖離を「1人あたり訪問回数」で調整することは妥当ではな いと考える。	
15			職員研修費	「民間研修への参加費用」を標準区経費として設定しているが、特別区研	国の児童相談所運営指針では、研修の実施、充実に努めることとなっている。また、国通知「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」においても、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用することで児童虐待対応職員等の養成を図ることとされており、標準区においても、民間研修等への経費は必要であると考えている。
16				・「特別区研修所における研修」は一部固定であるにも関わらず、「研修 講師への謝礼」、「民間研修への参加費用」は全比例としている理由を伺 う。	都側の意見を踏まえ、一部固定として、改めて標準区経費を設定する。
17				・「特別区研修所における研修」について、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用される場合においても研修を受講し直す設定となっているが、その妥当性を伺う。	
18		管理		・標準区における庁有車の利用用途を伺う。	訪問調査や児童の移送時などに使用する。
19	児童相談所	費	車両経費	・標準区の車両台数を2台で設定しているが、各区実態にバラつきがある中で、単に平均で設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。	都側の意見を踏まえ、算定倍率により車両台数を1台とし、全比例と して改めて標準区経費を設定する。
20	運営費			・庁有車は、所有を前提としているのか伺う。所有の場合であれば、積算 にハイヤー利用料、リース代が含まれており、精査が必要と考える。	所有を前提としている。 都側の意見を踏まえ、経費について精査し、改めて標準区経費を設 定する。
21			車両賃借料	・車両賃借料を計上しているが、庁有車との利用用途の違いを伺う。	庁用車が使用できない時や、夜間などの緊急時に使用する。
22				・標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区があることから、精 査が必要であると考える。	都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準 区経費を設定した。
23		事業	検査、治療指導 等	・心理検査用品の購入経費が新たに設定されているが、子供家庭支援センターでの利用分と重複はないか伺う。また、「管理費」-「事務費」における需用費との重複はないか伺う。	心理判定に係る検査用紙、書籍等の購入経費等であり、事務費等と の重複はない。
24		秦 費	メンタルフレン ド事業	・標準区経費の設定に当たり、1区の実績を積算から除外している理由を 伺う。	事業実施方法が異なるため除外している。
25	所運		勤務手当	・現行算定は時間外勤務手当を設定していないが、当時設定しなかった理由、また、今回の提案で改めて設定した理由を伺う。	No.8記載のとおり。
26	営費 (民生費)	事業費	給食費	・現行算定と比較して、標準区経費が約11倍に増加している理由を伺う。	現行算定は、都の決算を基に設定しているが、食材料購入委託経費 と調理委託経費の切り分けが出来ず、職員給食徴収費を参考に1食単 価を設定し、算定している。 今回、区の実績から食材購入委託経費、調理委託経費をそれぞれ設 定したことで経費が増額となっている。

No.		項目	都の確認事項等	区側説明
27	児童	児童福祉審議会	・「その他経費(需用費・役務費)」について、事業実施区のみの平均で 経費設定していることから、未実施区も含めて標準区経費の設定を精査す る必要があると考える。	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値 をもって行うべきと考えているが、算定合意を優先する観点から、 都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定し、改めて標準区 経費を設定する。
28	相談所設置市事		・現行算定は、常勤職員を2人分計上しているが、0.6人に減となった理由を伺う。	現行算定は、開設前の配置予定の平均により設定しているが、今回、区の実績から業務量を算出したところ0.6人となった。
29	務	指定療育機関に関する 事務	・実績がないのにも関わらず、標準区経費を設定することは妥当ではない と考える。	設置市事務であるため算定すべきと考えるが、4区においては実績がないため、都側の意見を踏まえ、標準区経費から除外し、改めて標準区経費を設定する。
30		里親	・積算内訳を確認すると、一部の区の「里親研修・トレーニング等事業」、「里親支援機関事業」で特財の該当がないが、区単独事業が含まれていないか伺う。	区単独補助事業は含まれていない。 特財の該当がない区は、当該事業について都と共同実施しており、 国庫補助充当後の費用を負担金として支払うため、歳入の該当がない。
31			・里親支援事業について、現行算定では全固定で設定しているが、全比例 に変更した理由を伺う。	18歳未満人口と4区の里親登録数の回帰分析の結果、相関が確認できたことから全比例としている。
32		小児慢性特定疾病の支 給等に関する事務	・審査会委員について、現行算定は6名となっている。令和2年度財調協議の際は、「令和2年度開設の3区に確認したところ、3区とも委員を6人とする条例を制定(または制定予定)と確認している。」との回答があったが、今回の提案では5名と減になっている理由を伺う。	
33			・需用費について、4区中1区しか実績がなく、標準区経費の設定として妥当ではないと考える。	都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定する。
34			・現行算定においても児童相談所設置市事務として、小児慢性特定疾病の 支給等に関する事務を算定しているが、今回の提案で、新たに職員費を標 準区経費として設定した理由を伺う。	令和2年度財調協議時は区の実績が不明だったが、今回、区の実績が 把握できたため、標準区経費として設定している。
35	設置市事務		・医療費助成は全比例で設定しているのに対し、職員費は全固定で設定しているが、全固定が妥当であると考える理由を伺う。	都側の意見を踏まえ、職員費を全比例とし、改めて標準区経費を設 定する。
36			・審査支払事務手数料の国保連単価について、75.46円と設定しているが、正しくは73.54円であると考える。	都側の意見を踏まえ、国保連単価を修正し、改めて標準区経費を設 定する。
37		障害児入所給付費等	・現行算定においても児童相談所設置市事務として、障害児入所給付費の 支給等に関する事務を算定しているが、今回の提案で、新たに職員費を標 準区経費として設定した理由を伺う。	No.34記載のとおり。
38		事業者指導検査	・他の児童相談所設置市事務では、経費を全固定又は全比例で設定しているが、事業者指導検査に係る経費のみ回帰分析を行い一部固定として経費設定している理由を伺う。	施設数については23区分のデータが揃っており、相関も確認できた ため、回帰分析を用いて経費を設定している。
39			・児童福祉法施行令第38条には、「1年に1回以上、国以外の者の設置する 児童福祉施設が法第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守して いるかどうかを実地につき検査させなければならない」と記載がある。一 方で、国通知「児童福祉行政指導検査の実施について」によると実施方法 について「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾 力的な指導検査を行うこと」と記載があることから、区の実態を加味した 実施率を考慮すべきと考える。	
40		その他	・標準区経費の設定に当たり、算出式などに一部誤りがあるため、精査が必要と考える。 3	都側の意見を踏まえ、全体を精査し、改めて標準区経費を設定す る。